

奈良市公報

号外第5号 令和3年3月告示

令和4年3月22日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
3	5	98	奈良市スポーツ賞要綱の一部を改正する告示	スポーツ振興課
3	11	111	奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱の一部を改正する告示	長寿福祉課
3	15	117	奈良市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示	子ども政策課
3	19	126	押印省略に伴う関係告示の整備に関する告示	法務ガバナンス課
3	22	128	奈良市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課
3	24	135	奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示	健康増進課
3	25	149	奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課
3	29	161	奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示	産業政策課
3	29	163	奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示	福祉政策課
3	30	164	奈良市老朽危険空家等除却費用補助金交付要綱の一部を改正する告示	住宅課
3	30	165	奈良市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱	国保年金課
3	31	170	奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱の一部を改正する告示	保健衛生課
3	31	173	奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱を廃止する告示	地域づくり推進課
3	31	174	奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する告示	子ども育成課
3	31	175	奈良市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示	子ども育成課

3	31	176	奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示	子ども育成課
3	31	177	奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する告示	子ども育成課
3	31	178	奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課
正 誤 表				
正誤表				

告

示

奈良市告示第 98 号

奈良市スポーツ賞要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 3 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市スポーツ賞要綱の一部を改正する告示

奈良市スポーツ賞要綱（平成 20 年奈良市告示第 626 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「オリンピック競技大会」の次に「、パラリンピック競技大会」を加え、同条第 2 項第 2 号中「財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 3 月 5 日から施行する。

(令和 3 年 3 月 5 日揭示済)

奈良市告示第 111 号

奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 3 月 11 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱（昭和 63 年奈良市告示第 76 号）の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「1,620 円」を「935 円」に改める。

別記第 1 号様式中「あて先」を「宛先」に、

(フリガナ)		男	生年月日	
氏 名		女	血 液 型	
住 所		電 話		

を

(フリガナ)		生年月日	
氏 名		血 液 型	型
住 所	〒 奈良市	電 話 (携帯電話)	

に、

同居 別居	電 話	を	同居 別居	電 話 (携帯電話)	に、
----------	-----	---	----------	---------------	----

緊急連絡先							を
-------	--	--	--	--	--	--	---

緊急連絡先①							に、「生活状態」を「生活状況」
緊急連絡先②							

に、「身障手帳」を「障害者手帳」に、「Tel」を「電話 — 」に、「あたって」を「あたつて」に、「TEL」

を「電話」に、

協 力 員	「	協 力 員 ①	「
協 力 員	を	協 力 員 ②	に、
協 力 員		協 力 員 ③	

(フリガナ) 氏 名	男・女 ⑩	電話番号	
住 所			

を

(フリガナ) 氏 名	⑩	電 話 (携帯電話)	
住 所	〒		

に、「付けてください。」を「付

けてください」に、「当たって」を「あたつて」に、「記入して下さい」を「記入してください」に改める。

別記第2号様式中 「ア 承諾書を提出すること。
イ 申請事項に変更があつたときは、速やかに届け出ること。」を

「ア 申請事項に変更があつたときは、速やかに長寿福祉課まで届け出ること。
イ 生活保護を受給又は廃止になつたときは、費用区分が変更となるため、速やかに長寿福祉課まで届け出ること。
ウ 当事業が不要になつたときは、速やかに長寿福祉課まで届け出ること。また、貸与機器に、
器を返却すること。
エ 貸与機器を利用者の故意又は重大な過失による故障の場合や紛失された場合は、実費相当額の負担を負うこと。」

「(2) 機器の設置予定日 年 月 日 を
(3) 緊急時在宅高齢者支援事業開始予定 年 月 日 」

「(2) 機器の設置工事
利用料金の口座引落とし手続完了後に行います。
(3) 機器の設置日より利用開始

〔お願い〕

利用料金の「自動払込利用申込書」を同封しています。ゆうちょ銀行又はその他の に改め、
銀行のいずれか1つに必要な事項をご記入の上、同封の返信用封筒に入れて返送して
ください。口座引落とし手続がない状況では設置することはできません。
なお、生活保護世帯として利用決定した方には、「自動払込利用申込書」を同封し
ておりません。」

「〔お願い〕
1 機器の設置予定日には、必ず家にいてください。 を削る。
2 都合の悪い場合は、この通知書が届き次第連絡してください。」

別記第3号様式中「あて先」を「宛先」に改める。
別記第4号様式中「あて先」を「宛先」に、

「 住 所 奈良市 を
」

「 住 所 〒 奈良市 に、
」

「 奈良市 奈良市 を
」

「 〒 奈良市 〒 奈良市 に、
」

「 2 電話番号 を 2 電 話 (携帯電話) に、 電話番号 を
」

「 電 話 (携帯電話) に、
」

「

フリガナ 氏 名 (男・女) ㊟	住所	奈良市		
	続柄		生年月日	年 月 日 (歳)
	職業		電話番号	

 を
」

「

フリガナ 氏 名 ⑩	住所	〒 奈良市		
	続柄		生年月日	年 月 日 (歳)
	職業		電話 (携帯電話)	

」に、「記入してください。」

を「記入してください」に、「付けてください。」を「付けてください」に、「当たって」を「あたつて」に、「TEL」を「電話」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 3 月 11 日から施行し、この告示による改正後の奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱別表の規定は、令和元年 8 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 3 年 3 月 11 日揭示済)

奈良市告示第 117 号

奈良市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 3 月 15 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱（平成 29 年奈良市告示第 184 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「係る事業」の次に「(私立幼稚園が認定こども園移行後に子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの定員を新たに設定又は増員するための施設整備に係る事業を含む。）」を加える。

別表認定こども園整備事業の項中「平成 27 年 5 月 21 日文科科学省初等中等教育局長裁定」を「平成 27 年 5 月 21 日付文科科学省初等中等教育局長裁定。以下この表において「国実施要領」という。」に改め、「平成 27 年 5 月 21 日文科科学大臣裁定」及び認定こども園施設整備交付金実施要領」を「平成 27 年 5 月 21 日付文科科学大臣裁定。以下この表において「国交付要領」という。）及び国実施要領」に改め、同表防犯対策整備事業の項中「認定こども園施設整備交付金実施要領」を「国実施要領」に、「認定こども園施設整備交付金交付要綱」を「国交付要領」に改め、同表保育所等施設整備事業の項中「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 2 条 156 号に規定する保育所等整備交付金に関し厚生労働大臣が定めたものをいう。以下同じ」を「平成 30 年 5 月 8 日付厚生労働省発子 0508 第 1 号厚生労働事務次官通知別紙。以下この表において「国交付要綱」という」に、「保育所等整備交付金交付要綱」を「国交付要綱」に改め、同表保育所機能部分施設整備事業の項中「保育所等整備交付金交付要綱」を「国交付要綱」に改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 3 月 15 日揭示済)

奈良市告示第 126 号

押印省略に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和 3 年 3 月 19 日

奈良市長 仲 川 元 庸

押印省略に伴う関係告示の整備に関する告示

(奈良市開発指導要領等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる告示の規定中「㊟」を削る。

(1) 奈良市開発指導要領（昭和 62 年奈良市告示第 230 号）別記第 1 号様式、第 2 号様式の 2、第 4 号様式、第 5 号

- 様式、第 6 号様式、第 7 号様式、第 8 号様式、第 9 号様式、第 10 号様式及び第 11 号様式
- (2) 奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱（昭和 63 年奈良市告示第 76 号）別記第 1 号様式、第 3 号様式及び第 4 号様式
- (3) 奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱（昭和 63 年奈良市告示第 78 号）別記様式
- (4) 奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱（平成 2 年奈良市告示第 243 号）別記第 1 号様式
- (5) 奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱（平成 3 年奈良市告示第 85 号）別記第 1 号様式、第 3 号様式、第 4 号様式及び第 6 号様式
- (6) 奈良市外国人重度障害者特別給付金支給要綱（平成 5 年奈良市告示第 347 号）別記第 1 号様式、第 2 号様式、第 3 号様式及び第 7 号様式
- (7) 奈良市配食サービス事業実施要綱（平成 6 年奈良市告示第 97 号）別記第 1 号様式
- (8) 奈良市外国人高齢者特別給付金支給要綱（平成 6 年奈良市告示第 358 号）別記第 1 号様式、第 4 号様式及び第 5 号様式
- (9) 奈良市地域総合整備資金貸付要綱（平成 12 年奈良市告示第 60 号）別記第 1 号様式
- (10) 奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱（平成 14 年奈良市告示第 117 号）別記第 1 号様式
- (11) 奈良市浄化槽事務取扱要綱（平成 14 年奈良市告示第 154 号）別記第 1 号様式、第 2 号様式及び第 3 号様式
- (12) 奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱（平成 16 年奈良市告示第 335 号）別記第 1 号様式、第 1 号様式の 2 及び第 1 号様式の 3
- (13) 奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱（平成 16 年奈良市告示第 336 号）別記第 1 号様式、第 1 号様式の 2、第 1 号様式の 3、第 4 号様式、第 5 号様式及び第 6 号様式
- (14) 奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業実施要綱（平成 17 年奈良市告示第 181 号）別記第 1 号様式及び第 2 号様式
- (15) 奈良市子育てサークル活動費補助金交付要綱（平成 17 年奈良市告示第 316 号）別記第 5 号様式
- (16) 奈良市福祉医療費資金貸付要綱（平成 17 年奈良市告示第 687 号）別記第 1 号様式
- (17) 奈良市自主防災組織初度設備補助金交付要綱（平成 18 年奈良市告示第 194 号）別記第 1 号様式及び第 2 号様式
- (18) 奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱（平成 18 年奈良市告示第 239 号）別記第 1 号様式及び第 2 号様式
- (19) 奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業要綱（平成 18 年奈良市告示第 327 号）別記第 1 号様式
- (20) 奈良市妊娠判定受診料公費負担事業実施要綱（平成 20 年奈良市告示第 309 号）別記第 1 号様式及び第 3 号様式
- (21) 奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱（平成 20 年奈良市告示第 313 号）別記第 1 号様式及び第 6 号様式
- (22) 奈良市防災協力事業所登録制度要綱（平成 20 年奈良市告示第 488 号）別記第 1 号様式及び第 2 号様式
- (23) 奈良市要介護認定等資料の提供に関する要綱（平成 22 年奈良市告示第 398 号）別記第 1 号様式及び第 2 号様式
- (24) 奈良市既存小規模福祉施設等スプリンクラー等整備費補助金交付要綱（平成 22 年奈良市告示第 461 号）別記第 4 号様式
- (25) 奈良市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱（平成 23 年奈良市告示第 702 号）別記第 4 号様式
- (26) 奈良市立左京こども園通園バス利用要綱（平成 24 年奈良市告示第 183 号）別記第 1 号様式及び第 3 号様式
- (27) 奈良市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱（平成 24 年奈良市告示第 586 号）別記第 1 号様式及び第 3 号様式
- (28) 奈良市特別養護老人ホーム施設開設準備経費助成補助金交付要綱（平成 26 年奈良市告示第 691 号）別記第 4 号様式
- (29) 奈良市サービス付き高齢者向け住宅に係る報告及び立入検査に関する要綱（平成 28 年奈良市告示第 212 号）別記第 1 号様式、第 2 号様式及び第 7 号様式
- (30) 奈良市小規模多機能型居宅介護事業所等施設整備費補助金交付要綱（平成 28 年奈良市告示第 333 号）別記第 4 号様式

- (31) 奈良市小規模多機能型居宅介護事業所等施設開設準備経費助成補助金交付要綱（平成 28 年奈良市告示第 334 号）別記第 4 号様式
- (32) 奈良市老朽危険空家等除却費用補助金交付要綱（平成 28 年奈良市告示第 455 号）別記第 1 号様式及び第 2 号様式
- (33) 奈良市介護ロボット導入支援補助金交付要綱（平成 28 年奈良市告示第 673 号）別記第 3 号様式
- (34) 奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付要綱（平成 29 年奈良市告示第 34 号）別記第 1 号様式
- (35) 奈良市既存高齢者施設等の防犯対策強化事業補助金交付要綱（平成 29 年奈良市告示第 92 号）別記第 3 号様式
- (36) 奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成 29 年奈良市告示第 186 号）別記第 1 号様式
- (37) 奈良市産後ケア事業（すまいる m a m a サポート）実施要綱（平成 29 年奈良市告示第 187 号）別記第 1 号様式
- (38) 奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事補助金交付要綱（平成 29 年奈良市告示第 203 号）別記第 2 号様式及び第 4 号様式
- (39) 奈良市私道整備事業補助金交付要綱（平成 29 年奈良市告示第 234 号）別記第 1 号様式、第 2 号様式及び第 6 号様式
- (40) 奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱（平成 29 年奈良市告示第 563 号）別記第 1 号様式、第 2 号様式、第 4 号様式、第 5 号様式、第 7 号様式及び第 9 号様式
- (41) 奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱（平成 30 年奈良市告示第 315 号）別記第 1 号様式
- (42) 奈良市健康エコハウス補助金交付要綱（平成 30 年奈良市告示第 335 号）別記第 1 号様式、第 2 号様式、第 3 号様式、第 4 号様式、第 6 号様式、第 7 号様式、第 8 号様式、第 10 号様式及び第 12 号様式
- (43) 奈良市移動等円滑化推進補助金交付要綱（平成 30 年奈良市告示第 453 号）別記第 1 号様式及び第 2 号様式
- (44) 奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事業実施要綱（平成 30 年奈良市告示第 487 号）別記第 1 号様式及び第 3 号様式
- (45) 奈良市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱（平成 31 年奈良市告示第 154 号）別記第 3 号様式
- (46) 奈良市高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業補助金交付要綱（令和元年奈良市告示第 427 号）別記第 4 号様式
- (47) 奈良市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱（令和 2 年奈良市告示第 171 号）別記第 1 号様式及び第 4 号様式
- (48) 奈良市高齢者施設等の安全対策強化事業補助金交付要綱（令和 2 年奈良市告示第 373 号）別記第 3 号様式
- (49) 奈良市介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備設置事業補助金交付要綱（令和 2 年奈良市告示第 501 号）別記第 4 号様式
- （奈良市職員健康診断等助成金交付要綱等の一部改正）

第 2 条 次に掲げる告示の規定中「印」を削る。

- (1) 奈良市職員健康診断等助成金交付要綱（平成 24 年奈良市告示第 381 号）別記第 3 号様式
- (2) 奈良市移動支援事業実施要綱（平成 26 年奈良市告示第 194 号）別記第 2 号様式、第 4 号様式及び第 5 号様式
- (3) 奈良市日中一時支援事業実施要綱（平成 26 年奈良市告示第 195 号）別記第 2 号様式、第 4 号様式及び第 5 号様式
- (4) 奈良市身体障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱（平成 26 年奈良市告示第 196 号）別記第 2 号様式
- (5) 奈良市学校給食費の管理に関する要綱（平成 26 年奈良市告示第 200 号）別記第 3 号様式
- (6) 奈良市景観計画区域内における一定規模以上の大規模建築物等に係る事前協議に関する要綱（平成 28 年奈良市告示第 139 号）別記第 1 号様式
- (7) 奈良市防犯カメラ設置要綱（平成 29 年奈良市告示第 562 号）別記第 1 号様式及び第 2 号様式
- (8) 奈良市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱（平成 30 年奈良市告示第 544 号）別記第 2 号様式
- (9) 奈良市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱（平成 31 年奈良市告示第 154 号）別記第 2 号様式及び第 4 号様式
- (10) 奈良市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（令和元年奈良市告示第 333 号）別記第 3 号様式及び第 5 号様式
- (11) 奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に係る事前協議要綱（令和 2 年奈良市告示第 173 号）別記第 1 号様式、第 2 号様式、第 3 号様式、第 4 号様式及び第 5 号様式

(12) 奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱（令和 2 年奈良市告示第 495 号）別記第 1 号様式、第 5 号様式、第 6 号様式、第 8 号様式、第 10 号様式、第 13 号様式、第 15 号様式、第 16 号様式、第 17 号様式及び第 20 号様式（奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部改正）

第 3 条 奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱（昭和 63 年奈良市告示第 84 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中 「

保 護 者 氏 名	印

」 を 「

保護者氏名

」 に改める。

別記第 2 号様式の 2 中「㊤」を削る。

別記第 4 号様式中「印」を削る。

（市街化調整区域内における農家住宅等の建築に関する要綱の一部改正）

第 4 条 市街化調整区域内における農家住宅等の建築に関する要綱（平成 3 年奈良市告示第 235 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「㊤」を削る。

別記第 2 号様式中「㊤」及び「※ 建築主が署名、捺印してください。」を削る。

（奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正）

第 5 条 奈良市子育て短期支援事業実施要綱（平成 7 年奈良市告示第 395 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中 「

氏名	㊤
※記名押印に代えて署名することができます。	

」 を
「

氏名

」 に改める。

別記第 1 号様式の 2 中「㊤（記名押印に代えて署名することができます。）」を削る。

別記第 6 号様式中「㊤」を削る。

（奈良市産業廃棄物処理計画作成指導要綱の一部改正）

第 6 条 奈良市産業廃棄物処理計画作成指導要綱（平成 14 年奈良市告示第 266 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び第 2 号様式中「収受印」を「収受」に改める。

（奈良市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部改正）

第 7 条 奈良市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成 18 年奈良市告示第 195 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「印」を削る。

別記第 1 号様式の 2 中「㊤」を削る。

別記第 3 号様式、第 4 号様式、第 5 号様式及び第 6 号様式中「印」を削る。

（奈良市公共工事等に関する随意契約の過程及び契約の内容の公表に関する要綱の一部改正）

第 8 条 奈良市公共工事等に関する随意契約の過程及び契約の内容の公表に関する要綱（平成 19 年奈良市告示第 587 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中 「

来庁者		受領印	
-----	--	-----	--

」 を
「

来庁者

」 に改める。

（奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正）

第 9 条 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成 21 年奈良市告示第 131 号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中「印」を削る。

別記第 3 号様式の 2 中「㊤」を削る。

別記第 4 号様式及び第 5 号様式中「印」を削る。

（奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱の一部改正）

第 10 条 奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱（平成 27 年奈良市告示第 203 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び第 2 号様式中「㊤」を削る。

別記第 3 号様式中「印」を削る。

別記第 8 号様式及び第 9 号様式中「㊤」を削る。

(奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱の一部改正)

第 11 条 奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱（平成 30 年奈良市告示第 418 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「印」を削る。

別記第 2 号様式中「㊤」を削る。

別記第 4 号様式中「印」を削る。

別記第 6 号様式、第 8 号様式及び第 10 号様式中「㊤」を削る。

別記第 11 号様式及び第 12 号様式中「印」を削る。

(奈良市エンゼルサポート事業実施要綱の一部改正)

第 12 条 奈良市エンゼルサポート事業実施要綱（平成 30 年奈良市告示第 486 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「㊤」を削る。

別記第 3 号様式中「確認印」を「確認欄」に改める。

別記第 4 号様式中「㊤」を削る。

(奈良市文化振興補助金交付要綱の一部改正)

第 13 条 奈良市文化振興補助金交付要綱（令和元年奈良市告示第 188 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「㊤」を削る。

別記第 7 号様式中「印」を削る。

別記第 8 号様式及び第 9 号様式中「㊤」を削る。

(奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部改正)

第 14 条 奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱（令和元年奈良市告示第 332 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「㊤」を削る。

別記第 2 号様式及び第 5 号様式中「印」を削る。

(奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱の一部改正)

第 15 条 奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱（令和 2 年奈良市告示第 304 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「記名及び押印」を「署名又は記名押印」に改める。

別記第 1 号様式、第 2 号様式及び第 5 号様式中「㊤」を削る。

別記第 6 号様式中「㊤」及び「印」を削る。

別記第 8 号様式中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

奈良市告示第 128 号

奈良市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 3 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱（平成 31 年奈良市告示第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「平成 18 年法律第 77 号」の次に「。以下「認定こども園法」という。」を加え、同条第 4 号中オをキとし、エをカとし、同号ウ中「認定こども園」の次に「又は公私連携幼保連携型認定こども園」を加え、同号ウを同号オとし、同号イ中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を「認定こど

も園法」に改め、同号イを同号ウとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 認定こども園法第34条第3項の規定により設置された公私連携幼保連携型認定こども園（以下「公私連携幼保連携型認定こども園」という。）

第2条第4号アの次に次のように加える。

イ 児童福祉法第56条の8第3項の規定により設置された公私連携型保育所

第3条第1項第4号中「暴力団員等」を「暴力団等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年3月22日から施行する。ただし、第2条第4号アの次に次のように加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の奈良市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱第2条第4号エの規定は、令和2年4月1日から適用する。

（令和3年3月22日揭示済）

奈良市告示第135号

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱（平成22年奈良市告示第165号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の各号を加える。

(9) ヒブ感染症

(10) 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）

(11) ヒトパピローマウイルス感染症

(12) 水痘

(13) B型肝炎

(14) ロタウイルス感染症

第5条第1項中「奈良市定期予防接種依頼書に係る交付申請書」を「奈良市定期予防接種依頼書兼助成金交付申請書」に改め、同条第3項中「を通じて」を「又は」に改める。

第6条の見出し中「申請」を削り、同条第1項中「奈良市定期予防接種費用助成金交付申請書」を「奈良市定期予防接種費用助成金交付請求書」に改め、「。以下「交付申請書」という。」を削り、同条第2項中「申請」を「規定による請求」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定による請求を行った者が、助成金の交付を受けた場合は、この交付をもって助成金の交付決定があったものとみなす。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

定期予防接種費用助成金

区 分		助 成 金 の 額
予 防 接 種 名	接種した者の年齢等	
ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風（4種混合）	2歳未満	11,944円
	2歳以上6歳未満	11,400円
	6歳以上	10,572円
ジフテリア・破傷風（二種混合）	2期	4,929円
麻しん・風しん（MR）	2歳未満	10,596円
	2歳以上6歳未満	10,052円

麻疹	6歳以上	9,224円
	2歳未満	7,951円
	2歳以上6歳未満	7,407円
	6歳以上	6,579円
風しん	2歳未満	7,961円
	2歳以上6歳未満	7,417円
	6歳以上	6,590円
日本脳炎	2歳未満	7,821円
	2歳以上6歳未満	7,407円
	6歳以上	6,725円
急性灰白髄炎（ポリオ）		10,182円
結核（BCG）		8,945円
ヒブ感染症		8,878円
肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）		12,244円
ヒトパピローマウイルス感染症		16,698円
水痘	2歳未満	9,821円
	2歳以上6歳未満	9,277円
	6歳以上	8,449円
B型肝炎	2歳未満	7,500円
	2歳以上6歳未満	6,956円
	6歳以上	6,128円
ロタウイルス感染症	ロタリックス	15,541円
	ロタテック	10,514円
問診料金	6歳未満	3,352円
	6歳以上	2,640円

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第5条関係)

奈良市定期予防接種依頼書兼助成金交付申請書(A類)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者

住所 奈良市

次のとおり、奈良市定期予防接種依頼書及び助成金の
交付を申請します。

氏名 (続柄:)

電話

【 県外接種 】

接種対象者	住 所	奈良市					
	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳 か月)			
	氏 名						
依頼書の交付を 申請する予防接種 ※今回申請されるものに○をつけてください。 ロタウイルスワクチンは 2種類のワクチンがある ため、取り扱っているワ クチンの種類を、あらか じめ医療機関に確認し てください。	1. ヒブ感染症(1回目・2回目・3回目・追加)						
	2. 肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。) (1回目・2回目・3回目・追加)						
	3. B型肝炎(1回目・2回目・3回目)						
	4. ロタウイルス	ロタリックス (1回目・2回目)					
		ロタテック (1回目・2回目・3回目)					
	5. BCG						
	6. 4種混合(1回目・2回目・3回目・追加)						
	7. 麻しん・風しん混合(MR) (第1期・第2期)						
	8. 水痘(1回目・2回目)						
	9. 日本脳炎(1回目・2回目・追加・第2期)						
	10. 二種混合 第2期						
	11. ポリオ(1回目・2回目・3回目・追加)						
12. ヒトパピローマウイルス感染症(1回目・2回目・3回目)							
予防接種を受ける 市町村名と医療機関名	市町村名						
	医療機関名						
依頼書のあて先	1. 市町村長宛 ・ 2. 医療機関長宛						
接種時の滞在先 (連絡先) (※住民登録と異なる場合記入)	〒 (電話)						
保護者の氏名	☐ 申請者と同じ 続柄()						
住所	奈良市						
送付を希望する宛先	自宅(奈良市の住所地) ・ 滞在地(様方)						
申請の理由							

【依頼書等の交付申請についての注意事項】

- ・今回交付する依頼書の有効期限は、9月30日までの交付分は、交付日から6か月間、10月以降は当該年度の3月31日までとなります。
- ・接種日の時点で奈良市に住民登録がない場合は使用できません。
- ・接種開始時期や接種間隔が満たない場合は定期の予防接種ではなく、任意の予防接種となります。(健康被害救済の対象外になり、費用についても全額自己負担となります。)
- ・裏面の予防接種助成上限金額について了承しました。

このことについて理解し同意しました。

(は い)

※同意される方は○をつけてください。

県外接種費用助成上限額

(年 月 日～ 年 月 日)

医療機関で負担された額と助成上限額のうち、いずれか低い方が支給されます。

予防接種の種類			助成上限額
BCG			8,945 円
百日せき・ジフテリア・ポリオ・破傷風（4種混合）	1期初回 1期追加	2歳未満	11,944 円
		2歳以上6歳未満	11,400 円
		6歳以上	10,572 円
ジフテリア・破傷風（二種混合）		2期	4,929 円
麻しん・風しん混合（ M R ）	1期・2期	2歳未満	10,596 円
		2歳以上6歳未満	10,052 円
		6歳以上	9,224 円
日本脳炎	1期・2期	2歳未満	7,821 円
		2歳以上6歳未満	7,407 円
		6歳以上	6,725 円
ポリオ			10,182 円
ヒトパピローマウイルス感染症			16,698 円
ヒブ感染症			8,878 円
肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）			12,244 円
水痘	2歳未満		9,821 円
	2歳以上6歳未満		9,277 円
	6歳以上		8,449 円
B型肝炎	2歳未満		7,500 円
	2歳以上6歳未満		6,956 円
	6歳以上		6,128 円
ロタウイルス	ロタリックス		15,541 円
	ロタテック		10,514 円
麻しん（単抗原）	2歳未満		7,951 円
	2歳以上6歳未満		7,407 円
	6歳以上		6,579 円
風しん（単抗原）	2歳未満		7,961 円
	2歳以上6歳未満		7,417 円
	6歳以上		6,590 円
問診料	6歳未満		3,352 円
	6歳以上		2,640 円

別記第 2 号様式中

- 「※ 医療機関は、予防接種に要する費用を予防接種を受けた者又はその保護者から徴収し、
領収書及び予診票の 1 枚目（奈良市保健予防課控）をお渡しください。」を
- 「※ 医療機関は、予防接種に要する費用を予防接種を受けた者又はその保護者から徴収し、
領収書及び予診票（綴りの場合は、接種した分を切り離したもの。複写式の予診票の場合
は、健康増進課提出用と保護者控用）をお渡しください。」に改める。
- ※ 依頼書の有効期限は、9 月 30 日以前に交付した分については交付日から 6 か月間、10
月 1 日以降に交付した分については翌年の 3 月 31 日までとなります。」
- 別記第 3 号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (第 6 条関係)

奈良市定期予防接種費用助成金交付請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所

氏名

被接種者との続柄 ()

電話

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり奈良市定期予防接種費用助成金の交付を請求します。

なお、当該助成金の交付決定のためにこの請求の内容について関係市区町村及び医療機関へ照会することについて同意します。

接種を受けた者	住 所	奈良市		
	フリガナ 氏 名			
	生年月日	年	月	日
保護者氏名				
電話番号				
接種医療機関				
予防接種の種類	接種日	接種金額	※助成金額	
	年 月 日	円	円	
	年 月 日	円	円	
	年 月 日	円	円	
	年 月 日	円	円	
	年 月 日	円	円	
	年 月 日	円	円	
	年 月 日	円	円	
合計		円	円	

※助成金額欄は記入しないでください。

上記の費用については、下記の金融機関口座へ振替にて支払われるよう申請します。

金融機関	銀行・農協 信用金庫 信用組合	口座種別	普通 ・ 当座					
		口座番号						
支店	本店 支店 出張所 店番コード()	フリガナ						
		口座名義人						

【添付書類】

- 1 予防接種費用の領収書（接種を受けた者の氏名、予防接種の種類、接種日、接種した医療機関名及び予防接種に係る接種費用であることが明記してあるもの）又は当該領収書の記載事項が証明できる書類
- 2 奈良市予防接種予診票
- 3 その他市長が必要と認める書類

別記第 4 号様式及び第 5 号様式を削る。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 3 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 149 号

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 3 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱（昭和 61 年奈良市告示第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「運営される」を「運営されている」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 「児童福祉法第 56 条の 8 第 3 項の規定により設置され、市内で運営されている公私連携型保育所（以下「公私連携型保育所」という。）のうち、次号に掲げるもの以外のもの

第 2 条第 3 号中「民間保育所」の次に「及び公私連携型保育所」を、「平成 18 年法律第 77 号」の次に「。以下「認定こども園法」という。」を加える。

第 2 条第 4 号中「幼稚園」を「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条第 1 項の規定により認可を受けた幼稚園（以下「幼稚園」という。）に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を「認定こども園法」に改める。

第 2 条第 5 号及び第 6 号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を「認定こども園法」に改める。

第 3 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同項第 3 号中「子ども・子育て支援法」の次に「（平成 24 年法律第 65 号）」を加え、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「保育士就労奨励費交付事業費補助金」の次に「、使用済紙おむつ処理経費補助金」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 4 条第 2 号中「第 2 条第 1 号の規定に該当する民間保育所」の次に「及び同条第 2 号の規定に該当する公私連携型保育所」を加え、「、同条第 2 号の規定に該当する幼稚園にあつては幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）及びその他の関係法令に」を削り、「及び同条第 4 号」を「及び公私連携型保育所並びに同条第 4 号」に改め、「、奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」を「奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」に、「、奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を「奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改める。

別表に次のように加える。

使用済紙おむつ 処理経費補助金	使用済紙おむつ の処理を行っている こと。	0 歳児、1 歳児又は 2 歳児の 使用済紙おむつを処理するた めに必要な経費	児童 1 人月額 70.4 円 (当該補助金の額に 1 円未満の端数 が生じたときは、これを切り捨てた 額)
--------------------	-----------------------------	---	--

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 3 月 25 日揭示済)

奈良市告示第 161 号

奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱（令和元年奈良市告示第 332 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「要件に該当する者」を「いずれの要件にも該当するもの」に、「又は第 4 号」

を「から第 7 号までのいずれかの」に改め、同項第 3 号ウ中「除く」の次に「。次号イにおいて同じ」を加え、同項第 4 号を同項第 7 号とし、同項第 3 号の次に次の 3 号を加える。

(4) 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次のいずれにも該当するものであること。

ア 就業先が目的達成後に解散することを前提とした個別プロジェクトである等、短期間に離職することが前提とされていないこと。

イ 申請日において対象法人等に連続して 3 箇月以上勤務しており、当該対象法人等と期間の定めのない新規の労働契約を締結していること。

ウ 申請日において勤務している対象法人等に引き続き 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。

(5) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 自己の意思により本市に転入し、本市を生活の本拠としながら、転入前から就業していた勤務先における業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を利用し、勤務先から資金の提供を受けていないこと。

(6) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 本市が実施する奈良市お試し移住制度を利用し、本市に滞在したこと。

イ 本市が実施する奈良市移住交流イベントに参加したこと。

第 3 条第 2 項中「から第 3 号までの要件に該当する者」を「及び第 2 号のいずれの要件にも該当するものであって、かつ、第 3 号から第 7 号までのいずれかの要件に該当するもの」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 特別区内の大学等（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）へ通学し、特別区内の企業等へ就職した者にあつては、当該大学等へ通学した期間を、第 1 項第 1 号イに掲げる東京圏に住民票を置いた期間に算入することができる。

第 4 条第 4 号中「第 3 条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に改め、同条第 5 号中「第 3 条第 1 号イ」を「前条第 1 項第 1 号イ」に改め、同条第 6 号中「第 3 条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に、「第 4 号」を「第 7 号」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 5 号の次に次の 3 号を加える。

(6) 大学等に通学した期間及び大学等を卒業したことを確認できる書類（前条第 1 項第 1 号イの要件に該当する者であつて、同条第 3 項の適用を受けたものとして支援金の交付を受けようとするものに限る。）

(7) 自己の意思により本市に転入したことを確認できる書類等（前条第 1 項第 5 号アの要件に該当する者として支援金の交付を受けようとするものに限る。）

(8) 奈良市お試し移住制度を利用し、又は奈良市移住交流イベントに参加したことを確認できる書類等（前条第 1 項第 6 号の要件に該当する者として支援金の交付を受けようとするものに限る。）

第 11 条第 1 号ウ中「第 2 条」を「第 3 条」に改め、同号エ中「第 3 条第 1 項第 3 号」を「第 3 条第 1 項第 7 号」に改める。

別記第 1 号様式中	「	移住支援金の種類		就業		起業	を
------------	---	----------	--	----	--	----	---

「	移住支援金種別		就業		専門人材		テレワーク	に、「在勤者」を「在勤・
			関係人口		起業			」

在学者」に、「在勤履歴」を「在勤・在学履歴」に、「※5 年以上の在勤履歴を記載」を「※直近 1 年以上かつ通算 5 年以上の在勤・在学履歴を記載」に、

「3 以下の場合には、奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。」

「3 就業証明書の内容が真正であることを確認するため、奈良市が証明内容について事業所へ照会することに同意します。」に、「本市」を「奈

4 以下の場合には、奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。」

良市」に、「第 2 条」を「第 3 条」に、「第 3 条第 1 項第 4 号」を「第 3 条第 1 項第 7 号」に、

「 また、奈良県及び奈良市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。 」

「 また、奈良県及び奈良市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。 」に改める。

なお、就業証明書を偽造、変造（無断作成・改変）した場合は、刑法に基づき罰せられることがあります。 」

別記第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

移住支援金における就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名			
勤務者住所			
勤務先所在地			
勤務先電話番号			
移住支援金種別	1. 奈良県マッチングサイト掲載求人による就業 2. プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業による就業 3. テレワークによる就業		
1. 又は2. を選択した場合	就業年月日		
	雇用形態	週20時間以上の無期雇用	
1. を選択した場合	応募受付年月日		
	勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	1. 3親等以内の親族に該当しない 2. 3親等以内の親族に該当する	
3. を選択した場合	移住に係る意思	1. 勤務者本人の意思による移住 2. 所属先企業等の命令による移住	
	地方創生テレワーク交付金を活用した勤務者への資金提供の有無	1. 勤務者へ資金提供を実施していない 2. 勤務者へ資金提供を実施している	
	所属先企業等への出勤の頻度(就業後3箇月の実績)	1週間あたり勤務日数	日/週
	うち、所属先企業等への出勤日数	日/週	

奈良市移住支援事業における移住支援金交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、奈良県及び奈良市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

別記第 3 号様式中「本市」を「奈良市」に、「第 2 条」を「第 3 条」に、「第 3 条第 1 項第 4 号」を「第 3 条第 1 項第 7 号」に、「奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱の」を「交付要綱の」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱第 3 条及び第 4 条の規定は、この告示の施行の日以後の交付申請に係る移住支援金から適用し、同日前の交付申請に係る移住支援金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱別記第 1 号様式から第 3 号様式までの規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 3 年 3 月 29 日掲示済)

奈良市告示第 163 号

奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱（平成 29 年奈良市告示第 62 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項の前の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(単位数の算定の特例)」を付し、同項の次に次の 2 項を加える。

- 5 令和 3 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に実施される介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービス A 及び介護予防通所介護相当サービスの単位数の算定については、別表の 1 の表の規定にかかわらず、同表の規定により算定した単位数に 1,000 分の 1,001 を乗じるものとする。
- 6 令和 3 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に実施される介護ケアマネジメント A 及び介護ケアマネジメント C の単位数の算定については、別表の 2 の表の規定にかかわらず、同表の規定により算定した単位数に 1,000 分の 1,001 を乗じるものとする。

別表の 1 の表中「267 単位」を「268 単位」に、「1,172 単位」を「1,176 単位」に、「271 単位」を「272 単位」に、「2,342 単位」を「2,349 単位」に、「286 単位」を「287 単位」に、「3,715 単位」を「3,727 単位」に、「380 単位」を「384 単位」に、「1,655 単位」を「1,672 単位」に、「391 単位」を「395 単位」に、「3,393 単位」を「3,428 単位」に改める。

別表の 2 の表中「431 単位」を「438 単位」に改め、同表に次のように加える。

委託連携加算	300 単位
--------	--------

別表の 2 の表備考中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 委託連携加算は、地域包括支援センターが利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 38 号）第 2 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下この項において同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日に属する月に限り、利用者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に実施される第 1 号事業に要する費用の算定に適用し、同日前に実施された第 1 号事業に要する費用の算定については、なお従前の例による。

(令和 3 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市告示第 164 号

奈良市老朽危険空家等除却費用補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 3 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市老朽危険空家等除却費用補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市老朽危険空家等除却費用補助金交付要綱（平成 28 年奈良市告示第 455 号）の一部を次のように改正する。

題名中「老朽危険空家等」を「特定空家等」に改める。

第 1 条中「老朽危険空家等の除却を促進し」を「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）の除却を促進することにより」に、「老朽危険空家等の除却工事」を「特定空家等の除却工事」に、「老朽危険空家等除却費用補助金」を「特定空家等除却費用補助金」に改める。

第 2 条を削る。

第 3 条第 1 号中「又は市長が別に定める基準により不良空家等と判断された建築物」を削り、同条を第 2 条とし、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「30 万円」に改め、同条各号を削り、同条を第 5 条とする。

第 7 条を削る。

第 8 条ただし書を削り、同条第 1 号中「で、当該工事を行う予定の解体事業者等の押印があるもの」を削り、同条第 2 号中「見取り図」を「見取図」に改め、同条第 6 号を次のように改める。

(6) 特定空家等除却費用補助金交付申請に関する同意書（別記様式）

第 8 条第 7 号中「第 3 条第 2 号」を「第 2 条第 2 号」に改め、同条第 8 号中「第 4 条第 1 号」を「第 3 条第 1 号」に改め、同条を第 6 条とする。

第 9 条第 1 項第 2 号中「(当該工事を行った解体事業者等の押印があるものに限る。)」を削り、同項第 4 号中「に関する処分証明書の写し」を「が適正に処分されたことが確認できる書類」に改め、同条を第 7 条とし、第 10 条を第 8 条とする。

別記第 1 号様式を削る。

別記第 2 号様式中「第 8 条」を「第 6 条」に、「老朽危険空家等除却費用補助金交付申請に関する同意書」を「特定空家等除却費用補助金交付申請に関する同意書」に、「奈良市老朽危険空家等除却費用補助金」を「奈良市特定空家等除却費用補助金」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 3 月 30 日揭示済)

奈良市告示第 165 号

奈良市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱

奈良市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱（平成 22 年奈良市告示第 160 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項の規定による一部負担金（法第 42 条第 1 項の規定により得られた額をいう。ただし、法第 57 条の 2 に規定する高額療養費の支給又は公費負担医療その他これに類する医療の適用がある場合にあっては、これらが支給され、又は給付される額を控除した額とする。以下同じ。）の減額、免除及び徴収猶予（以下「減免等」という。）の取扱いに関し、奈良市国民健康保険規則（昭和 34 年奈良市規則第 11 号。以下「規則」という。）第 22 条に定めるもののほか、必要な事

項を定めるものとする。

(一部負担金の徴収猶予)

第 2 条 市長は、納付義務者又は被保険者（以下「納付義務者等」という。）が次の各号のいずれかに該当することにより、その生活が困難となった場合において必要と認められるときは、その者に対し、一部負担金の徴収を猶予することができる。

(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、次のいずれかに該当することとなった場合

ア 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 10 号に規定する障害者

イ 行方不明となった者

ウ その者の居住する住宅について著しい損害を受けた者

(2) 次のいずれかの事由により、その世帯の収入が著しく減少した場合

ア 事業又は業務の休止又は廃止、事業における著しい損失、失業等

イ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する事由

(3) 前 2 号に定めるもののほか、前 2 号に類する事由として国の通知において定められる場合

2 前項の規定による一部負担金の徴収猶予に係る適用基準は、別表第 1 及び別表第 2 に定めるとおりとする。

(一部負担金の減免)

第 3 条 市長は、納付義務者等が前条第 1 項各号のいずれかに該当することによりその生活が著しく困難となった場合において、必要と認められるときは、その者に対し、一部負担金の減額又は免除（以下「減免」という。）をすることができる。

2 前項の規定による一部負担金の減免に係る適用基準及び減免の額は、別表第 3 及び別表第 4 に定めるとおりとする。

(申請)

第 4 条 前 2 条の規定による一部負担金の減免等を受けようとする者は、あらかじめ市長に対し、規則第 22 条第 1 項の国民健康保険一部負担金減免等申請書に別表第 5 に定める書類を添えて提出しなければならない。ただし、徴収猶予については、急患その他緊急のやむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

(決定等)

第 5 条 市長は、前条の申請の書類に不備がないことを確認したときはこれを受理し、速やかに審査等を行い、その可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の可否の決定に当たって必要と認めるときは、申請者に対し、必要な書類等の提出又は提示を求めることができる。

(証明書の交付)

第 6 条 市長は、規則第 22 条第 2 項の規定により一部負担金の減免等を承認したときは、一部負担金の減免については国民健康保険一部負担金減免証明書（別記第 1 号様式）を、一部負担金の徴収猶予については国民健康保険一部負担金徴収猶予証明書（別記第 2 号様式）を申請者に交付するものとする。

2 前項の証明書により療養の給付を受けようとする者は、国民健康保険被保険者証に添えて当該証明書を保険医療機関又は保険薬局に提示しなければならない。

(期間)

第 7 条 一部負担金の徴収猶予の期間は、申請のあった日の属する月を含めて 6 箇月を限度とする。

2 一部負担金の減免の期間は、申請のあった日の属する月を含めて 1 箇月を単位とし、当該減免を受けた者からの申請に基づき 3 箇月を限度に 1 箇月ごとに延長することができる。ただし、同一の事由により当該期間を超えて減免を行う必要があると市長が認める場合は、当該減免を受けた者からの申請に基づき更に 3 箇月を限度に 1 箇月ごとに延長することができる。

(減免等事由の消滅)

第 8 条 一部負担金の減免等を受けた者は、第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなったときは、直ちに国民健康保険一部負担金減免等事由消滅申告書（別記第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

(徴収猶予の取消し)

第 9 条 市長は、一部負担金の徴収猶予を受けた者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、当該徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部について、直ちにその徴収猶予の取消しを行い、その旨を国民健康保険一部

負担金徴収猶予決定取消通知書（別記第 4 号様式）により当該徴収猶予を受けた者に通知するものとする。

(1) 資力の回復その他の事情の変化により一部負担金の徴収猶予の事由が消滅したと認められることとなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な行為により一部負担金の徴収猶予を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により一部負担金の徴収猶予の取消しを行ったときは、当該徴収猶予を受けた者からこれを一時に徴収するものとする。

(減免の取消し等)

第 10 条 市長は、一部負担金の減免を受けた者の属する世帯が前条第 1 項第 1 号に該当したときは当該減免の変更を、同項第 2 号に該当したときは当該減免の取消しを直ちに行い、その旨を国民健康保険一部負担金減免決定取消（変更）通知書（別記第 5 号様式）により当該減免を受けた者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により一部負担金の減免の取消しを行ったときは、その取り消した日の前日までの期間における減免の額を、当該減免を受けた者から返還させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る減免等について適用し、同日前の申請に係る減免等については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係）

適用基準	徴収猶予
一部負担金の徴収猶予を受けようとする世帯主及び当該世帯に属する被保険者の実収入月額（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額の月額をいう。以下同じ。）が基準額（生活保護法第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる扶助について同法第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した需要の額の合計額に 1000 分の 1155 を乗じて得られる額をいう。以下同じ。）に 100 分の 120 を乗じて得られる額を超え、基準額に 100 分の 130 を乗じて得られる額以下であり、かつ、当該世帯主及び当該世帯に属する被保険者の預貯金の額の合計額が基準額の 3 箇月分に相当する額以下であること。	第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合 その者が属する世帯に属する被保険者に係る一部負担金（入院療養分及び外来療養分）

別表第 2（第 2 条第 1 項第 3 号関係）

適用基準及び徴収猶予
第 2 条第 1 項第 3 号に該当する場合 第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定めるもののほか、国の通知において一部負担金の徴収猶予の対象とされている場合において、当該国の通知に基づき適用となる徴収猶予

別表第 3（第 3 条関係）

適用基準	減免の額
一部負担金の減免を受けようとする世帯主及び当該世帯に属する被保険者の実収入月額が基準額に 100 分の 120 を乗じて得られる額以下であり、かつ、当該世帯主及び当該世帯に属する被保険者の預貯金の額の合計額が基準額の 3 箇月分に相当する額以下であること。	1 第 2 条第 1 項第 1 号に該当する場合 その者が属する世帯に属する被保険者に係る一部負担金（入院療養分及び外来療養分）の額の全額 2 第 2 条第 1 項第 2 号に該当する場合 その者が属する世帯に属する被保険者に係る一部負担金（入院療養分に限る。）の額に、次の表の左欄に

掲げる実収入月額の区分に応じ右欄に掲げる割合を乗じて得られる額

当該世帯の実収入月額	減免割合
基準額以下	100 分の 100
基準額を超え、基準額に 100 分の 120 を乗じて得られる額以下	100 分の 50

別表第 4 (第 3 条関係)

適用基準及び減免の額

第 2 条第 1 項第 3 号に該当する場合

第 2 条第 1 号及び第 2 号に定めるもののほか、国の通知において一部負担金の減免の対象とされている場合において、当該国の通知に基づき算定される額

別表第 5 (第 4 条関係)

1 第 2 条第 1 項第 1 号に該当する場合

次の全ての書類

(1) 収入状況等調査票 (別記第 6 号様式)

(2) 第 2 条第 1 項第 1 号ア若しくはイに該当する者となったこと又は同号ウに規定する損害を受けたことを確認できる書類

(第 1 号アの場合、身体障害者手帳の写し、診断書 (身体障害者手帳用)、精神障害者保健福祉手帳の写し、診断書 (精神障害者保健福祉手帳用) 等)

(第 1 号イの場合、行方不明届出書の写し等)

(第 1 号ウの場合、罹災証明書の写し等)

2 第 2 条第 1 項第 2 号に該当する場合

次の全ての書類

(1) 収入状況等調査票

(2) 第 2 条第 1 項第 2 号に該当することとなったことを確認できる書類

(第 2 号アの場合、廃業届出書の写し、離職票の写し、解雇通知書の写し、閉鎖事項全部証明書の写し、免責確定証明書の写し、個人事業の廃業届出書の写し等)

(第 2 号イの場合、減収及び被害の状況が確認できる書類の写し等)

3 第 2 条第 1 項第 3 号に該当する場合

別表第 2 に規定する国の通知において定められた書類

別記

第1号様式（第6条関係）

第 号

国民健康保険一部負担金（入院・外来）減免証明書

被保険者	被保険者記号・番号	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
減免割合		通常の自己負担割合の /10
有効期限		年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり、入院療養又は外来療養に係る国民健康保険一部負担金を減免している者であることを証明する。

ただし、国民健康保険法第57条の2に規定する高額療養費の支給、同法第57条の3に規定する高額介護合算療養費又は公費負担医療の適用がある場合にあっては、これらを支給され、又は給付される額を控除した額のみを対象とする。

年 月 日

奈良市長



第2号様式（第6条関係）

第 号

国民健康保険一部負担金（入院・外来）徴収猶予証明書

被保険者	被保険者記号・番号	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
有効期限		年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり、入院療養又は外来療養に係る国民健康保険一部負担金の徴収を猶予している者であることを証明する。

ただし、国民健康保険法第57条の2に規定する高額療養費の支給、同法第57条の3に規定する高額介護合算療養費又は公費負担医療の適用がある場合にあっては、これらを支給され、又は給付される額を控除した額のみを対象とする。

年 月 日

奈良市長



第3号様式(第8条関係)

国民健康保険一部負担金減免等事由消滅申告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付けで決定を受けた奈良市国民健康保険一部負担金減免等につきましては、下記のとおり減免等の事由が消滅しましたので申告します。

記

療養を 受ける 被保険者	被保険者記号・番号	
	住 所	
	氏 名	
減免等事由		(1) 災 害 () (2) 著しい収入減少 () (3) 別に定める場合 ()
消滅時期		
消滅理由		

第4号様式(第9条関係)

国民健康保険一部負担金徴収猶予決定取消通知書

年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日付けで奈良市国民健康保険一部負担金徴収猶予を決定しましたが、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

療養を 受ける 被保険者	被保険者記号・番号	
	住 所	
	氏 名	
取消理由		
取消期間		年 月 日から 年 月 日まで
備考		

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立及び取消訴訟の教示を記載する。

第5号様式(第10条関係)

国民健康保険一部負担金減免決定取消(変更)通知書

年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付けで奈良市国民健康保険一部負担金減免を決定しましたが、下記のとおり取り消し(変更)しましたので通知します。なお、取消の日までの期間における一部負担金の減免により、その支払を免れたと認められる額につきましては、速やかに本市に返還して下さい。

記

療養を 受ける 被保険者	被保険者記号・番号	
	住 所	
	氏 名	
取消(変更)理由		
取消(変更)期間		年 月 日から 年 月 日まで
備考		

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立及び取消訴訟の教示を記載する。

第6号様式 (別表第5 関係)

収入状況等調査票

(表)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所

氏名

下記のとおり、世帯の収入状況等について偽りのないことを誓約し申告します。

記

(収入状況)

被保険者記号・番号				氏名					
該当月				1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分
収入の状況	収入額	事業	営業						
			農業						
		不動産							
		給与							
		公的年金							
		その他 ()							
		小計 (ア)							
	必要経費	事業	営業						
			農業						
			専従者給与						
		不動産							
		その他 ()							
	小計 (イ)								
	差引実収入月額 (アーイ)								
該当月				7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
収入の状況	収入額	事業	営業						
			農業						
		不動産							
		給与							
		公的年金							

		その他（ ）						
		小計（ア）						
	必要経費	事業	営業					
			農業					
			専従者給与					
		不動産						
		その他（ ）						
		小計（イ）						
	差引実収入月額（アーイ）							

各月の差引実収入月額 合計	
---------------	--

(裏)

(預貯金及び減免保有状況)

1. 預貯金	
①名義人	金融機関
口座番号	金額
②名義人	金融機関
口座番号	金額
③名義人	金融機関
口座番号	金額
2. 現金	
金額	
添付書類	
☐ 預金通帳の写し	
備考 (収入状況や資産保有状況について補足事項があればご記入ください。)	

奈良市告示第170号

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱（令和2年奈良市告示第304号）の一部を次のように改正する。

題名中「不妊去勢手術」を「不妊去勢手術等」に改める。

第1条中「不妊又は去勢手術」の次に「その他必要な処置」を加え、「手術」を「不妊去勢手術等」に、「不妊去勢手術補助金」を「不妊去勢手術等補助金」に改める。

第2条を次のように改める。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する個人
- (3) 地域自治組織（自治会その他の市内の一定の区域に住住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。以下同じ。）の代表者

第3条中「手術とする」を「不妊去勢手術等であって、次の各号に掲げる処置のいずれかに該当するものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 不妊又は去勢手術及び耳先のV字カット
- (2) 不妊又は去勢手術が既に実施されていると対象動物病院の獣医師が判断した場合に実施する耳先のV字カット及びその判断を行うに当たり必要となる処置

第4条中「10,000円」を「12,000円」に、「手術費用」を「不妊去勢手術等の費用」に改める。

第5条第1項及び第2項中「手術」を「不妊去勢手術等」に改める。

第6条第1項中「奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付申請書」を「奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等補助金交付申請書兼確認書」に、「次に掲げる書類」を「市長が必要と認める書類」に改め、各号を削り、同条第2項中「手術」を「不妊去勢手術等」に改める。

第7条中「不妊去勢手術」を「不妊去勢手術等」に、「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に、「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第8条中「手術を」を「不妊去勢手術等を」に、「不妊去勢手術」を「不妊去勢手術等」に、「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第9条第1項中「手術を」を「不妊去勢手術等を」に改め、後段を削り、同条第2項中「手術」を「不妊去勢手術等」に改め、同条第3項中「手術を」を「不妊去勢手術等を」に、「不妊去勢手術」を「不妊去勢手術等」に、「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第10条中「手術を」を「不妊去勢手術等を」に、「手術の」を「不妊去勢手術等の」に改め、同条第1号中「手術費用」を「不妊去勢手術等の費用」に改め、「領収書」の次に「の写し」を加える。

第11条中「不妊去勢手術」を「不妊去勢手術等」に、「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第12条中「不妊去勢手術」を「不妊去勢手術等」に、「別記第8号様式」を「別記第7号様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第6条関係)

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等補助金交付申請書兼確認書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(申請者)

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者氏名

電話番号

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

※事業所名			
※事業所の所在地	奈良市	補助年度	
生息地域	奈良市 周辺	不妊去勢手術等を 予定している猫の数	頭 (上限 5頭)
補助金交付申請額	円 (限度額 1頭当たり12,000円)	完了予定年月日 (不妊去勢手術等予定日)	

注 ※は市外在住の者であって、市内に所在する事業所に勤務する個人として申請する場合のみ記入

添付書類 市長が必要と認める書類

確認事項

以下のことについて確認しました。

- 1 補助金の交付を受けて不妊去勢手術等を実施する猫(以下「猫」という。)は、飼い主のいない猫であり、耳先にV字カットが入っていないこと。
- 2 手術後、猫を元いた場所に戻し、地域の生活環境が悪化を生じないよう適切に管理すること。
- 3 猫を管理する中で、地域住民等から問合せがあった際には、真摯に対応すること。
- 4 猫に飼い主がいることが判明した場合、発生する問題については自らが責任を持って飼い主との間で解決すること。
- 5 手術が済んでいることが判別できるよう、必ず猫の耳先にV字カットを実施すること。
- 6 奈良市から問合せや調査の依頼があった場合、協力すること。
- 7 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還すること。

市確認欄(以下は記入しないでください。)

主務課長の意見	
---------	--

別記第 2 号様式を削り、別記第 3 号様式中「不妊去勢手術」を「不妊去勢手術等」に、「手術を」を「不妊去勢手術等」に、「10,000 円」を「12,000 円」に、「確認書」を「申請書兼確認書」を改め、同様式を別記第 2 号様式とする。

別記第 4 号様式中「不妊去勢手術」を「不妊去勢手術等」に改め、同様式を別記第 3 号様式とする。

別記第 5 号様式中「不妊去勢手術」を「不妊去勢手術等」に、

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号	
生息地域	奈良市 周辺			を
変更又は中止の 年月日	年 月 日			

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号	
変更又は中止の 年月日	年 月 日			に改め、同様式

を別記第 4 号様式とする。

別記第 6 号様式を次のように改め、同様式を別記第 5 号様式とする。

第 5 号様式 (第 9 条関係)

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等実施報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(報告者)

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者氏名

電話番号

飼い主のいない猫に不妊去勢手術等を実施しましたので、奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等補助金交付要綱第 10 条の規定により報告します。

補助年度				
指令年月日		年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
不妊去勢手術等を実施した猫の数		頭 (上限 5 頭)		
不妊去勢手術等に係る費用		円		
番号	性別	毛色	実施内容	不妊去勢手術等実施日
1	オス・メス		不妊去勢手術及び耳カット・耳カットのみ	年 月 日
2	オス・メス		不妊去勢手術及び耳カット・耳カットのみ	年 月 日
3	オス・メス		不妊去勢手術及び耳カット・耳カットのみ	年 月 日
4	オス・メス		不妊去勢手術及び耳カット・耳カットのみ	年 月 日
5	オス・メス		不妊去勢手術及び耳カット・耳カットのみ	年 月 日

獣医師証明欄	☐ マイクロチップが装着されていないことを確認しました。 上記のとおり処置を行ったことを証明します。 年 月 日 所 在 地 病 院 名 実施獣医師
	報告事項審査結果 (主務課長) 記入不要

注 1 「耳カットのみ」は既に不妊去勢手術が実施済であった場合に選択すること。

2 獣医師名は直筆で署名又は記名押印を行うこと。

添付書類

- 1 不妊去勢手術等に係る費用がわかる領収書の写し (領収書の右上に該当する猫の番号を記入すること。)
- 2 猫の耳先に V 字カットしたことがわかる写真 (写真の裏面に該当する猫の番号を記入すること。)
- 3 その他市長が必要と認める書類

別記第 7 号様式中「不妊去勢手術」を「不妊去勢手術等」に、「手術した」を「不妊去勢手術等を実施した」に、「手術に」を「不妊去勢手術等に」に改め、同様式を別記第 6 号様式とする。

別記第 8 号様式中「不妊去勢手術」を「不妊去勢手術等」に、

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号	
生息地域	奈良市 周辺			を
手術した猫の数	頭 (上限 5 頭)			」
指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号	
不妊去勢手術等を実施した猫の数	頭 (上限 5 頭)			に改め、同様式を

別記第 7 号様式とする。

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- この告示による改正後の奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等補助金交付要綱第 2 条から第 6 条までの規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の不妊去勢手術等に係る補助金の交付申請について適用し、同日前の不妊去勢手術等に係る補助金の交付申請については、なお従前の例による。
- この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱別記第 1 号様式から別記第 8 号様式までの規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 173 号

奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱を廃止する告示

奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱（平成 31 年奈良市告示第 153 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- この告示による廃止前の奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱（以下この項において「廃止前の要綱」という。）の規定に基づき行われた交付金の交付については、廃止前の要綱の規定は、この告示の施行の日以後も、なおその効力を有する。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 174 号

奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成 29 年奈良市告示第 186 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「20 パーセント」を「40 パーセント」に改め、同条第 2 項中「40 パーセント」を「20 パーセント」に改める。

第 7 条第 2 項第 2 号中「老人控除対象配偶者」を「70 歳以上の同一生計配偶者」に改める。

別記第 1 号様式（注）第 2 項及び別記第 2 号様式（注）第 2 項中「20%」を「40%」に、「40%」を「20%」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に修了した対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金について適用し、同日前に修了した当該対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱別記第 1 号様式及び第 2 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（令和 3 年 3 月 31 日揭示済）

奈良市告示第 175 号

奈良市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成 18 年奈良市告示第 195 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「未就学児」を「乳幼児又は小学校に就学する児童」に改める。

別記第 1 号様式中「子育て相談課へ提出して下さい。」を「奈良市へ提出してください。」に改める。

別記第 2 号様式（裏面）中「奈良市子育て相談課」を「奈良市」に、「①乳幼児の保育 ②食事の世話 ③住居の掃除 ④身の回りの世話 ⑤生活必需品等の買物 ⑥医療機関等との連絡 ⑦その他必要と認められる用務」を「①乳幼児の保育 ②児童の生活指導 ③食事の世話 ④住居の掃除 ⑤身の回りの世話 ⑥生活必需品等の買物 ⑦医療機関等との連絡 ⑧その他必要と認められる用務」に改める。

別記第 3 号様式中「子育て相談課へ提出して下さい。」を「奈良市へ提出してください。」に、「市町村確認欄」を「奈良市確認欄」に、「確認者職氏名」を「記入者氏名」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 3 月 31 日から施行し、この告示による改正後の奈良市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱第 3 条第 3 号の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱別記第 1 号様式、第 2 号様式及び第 3 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（令和 3 年 3 月 31 日揭示済）

奈良市告示第 176 号

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱（平成 16 年奈良市告示第 335 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 6 条第 1 項の規定により対象講座の指定の申請をする時において」を削る。

第 6 条第 2 項中「第 3 号まで」の次に「及び第 6 号」を加え、同項第 2 号中「老人控除対象配偶者」を「70 歳以上の同一生計配偶者」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 教育訓練給付金の受給資格の有無を証明する書類（教育訓練給付金支給要件回答書）

第 8 条第 1 項第 4 号中「額」を「支給額等」に改め、「(教育訓練給付金支給・不支給決定通知書)」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(5) 雇用保険の加入の有無を証明する書類（雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書）

第 8 条第 2 項中「前項第 1 号」の次に「、第 4 号及び第 5 号」を加える。

附 則

この告示は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 177 号

奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱（平成 16 年奈良市告示第 336 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号中「老人控除対象配偶者」を「70 歳以上の同一生計配偶者」に改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 178 号

奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱（平成 27 年奈良市告示第 203 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「府令第 16 条第 2 項」の次に「の申請書及び奈良市子ども・子育て支援法施行細則第 4 条第 6 項の施設等利用給付認定通知書の再交付」を加え、「支給認定再交付申請書」を「再交付申請書」に改める。

第 6 条第 2 項第 1 号中「勤務就労証明書」を「就労証明書」に改める。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(里帰り出産等の特例)

第 14 条の 2 教育・保育給付認定保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめその旨を市長に届け出るものとする。

(1) 教育・保育給付認定保護者が里帰り出産するに伴い、当該教育・保育給付認定子どもに利用決定した特定教育・保育施設等を一時的に利用しない場合

(2) 教育・保育給付認定保護者が、当該教育・保育給付認定子どもの疾病等のため、当該子どもに利用決定した特定教育・保育施設等を一時的に利用しない場合

2 市長は、前項の届出があった場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を上限として、教

育・保育給付認定の有効期間内において特定教育・保育施設等の利用が継続しているものとみなす。

(1) 前項第1号に該当する場合 出産する日の属する月から翌々月まで

(2) 前項第2号に該当する場合 疾病等の療養を開始する日その他同日に準ずる日の属する月から6箇月を経過した日の属する月の末日まで

第15条中「特定教育・保育施設等利用変更申請書」を「転所申請書」に改める。

第16条中「利用施設等退所届」を「退所届」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第 5 条関係)

再 交 付 申 請 書
(教育・保育給付支給認定証・施設等利用給付認定通知書)

(宛先)奈良市長

年 月 日

保護者 現住所 奈良市
氏名
電話番号 — —

次のとおり、施設型給付費又は地域型保育給付費・施設等利用給付費に係る認定証及び通知書の再交付を申請します。

再交付を希望する 認定証または通知書	☐ 教育・保育給付支給認定証	☐ 施設等利用給付認定通知書
-----------------------	---------------------------------------	---------------------------------------

認 定 子 ども	フリガナ 氏 名	生年月日	個人番号
利 用 施 設 名			
認 定 区 分	1 号 ・ 2 号 ・ 3 号	保育の必要性の事由 (※2号・3号の方のみ)	

(同居の 認定子ども の祖父母等 を含む。)	フリガナ 氏 名	子ども との続柄	生年月日	連絡先 (固定又は携帯電話)	職 業	個人番号

再交付 申請の理由	☐ 紛 失
	☐ 破 損
	☐ その他()

＊ 認定証及び通知書の再交付を受け取った後、失った認定証及び通知書を発見したときは、これを速やかに返還してください。

(事務処理欄)

別記第 8 号様式及び第 9 号様式を次のように改める。
第 8 号様式 (第 15 条関係)

転 所 申 請 書
(特定教育・保育施設等利用変更申請書)

(宛先)奈良市長

保護者 現住所 奈良市
氏名
電話番号

年 月 日

教育・保育給付認定子ども	フリガナ	生 年 月 日
	氏 名	年 月 日
現在の利用施設名		

次のとおり、特定教育・保育施設等について利用する施設の変更を申請します。

希望する保育必要量 (○で囲む)	保育標準時間	※両親がともに週30時間(月120時間)以上の就労等		
	保育短時間	※両親の一人が週24時間以上30時間未満(月96時間～120時間)の就労		
施設の利用変更を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで			
利用変更希望施設名と順番	①	(希望理由)		
	②	(希望理由)		
	③	(希望理由)		
	④	(希望理由)		
希望する保育時間	利用曜日 (○で囲む)	月・火・水・木・金・土	必要な利用時間 通勤+就労時間	時 分から 時 分まで 1日当たり利用約 時間 分

世帯の現況は、次のとおり相違ありません。

(同居の祖父母等を含む。)	フリガナ氏名	子どもの続柄	生年月日	連絡先 (携帯電話番号等)	職 業	勤務先、学校名学年等	住民税等課税状況	(備考)
		父	・ ・	- -			☐ 課 税 ☐ 非課税	
		母	・ ・	- -			☐ 課 税 ☐ 非課税	
			・ ・	- -			☐ 課 税 ☐ 非課税	
			・ ・	- -			☐ 課 税 ☐ 非課税	
			・ ・	- -			☐ 課 税 ☐ 非課税	
			・ ・	- -			☐ 課 税 ☐ 非課税	
			・ ・	- -			☐ 課 税 ☐ 非課税	
生活保護又は中国残留邦人等支援給付の状況 ☒ を記入				☐ 受けていない ☐ 受けている 年 月 日から				

祖父母の現況は、次のとおり相違ありません。

続 柄	氏 名	年 齢	住所(別居の場合のみ記入)		生活の現況 (就労、障がい等級、介護認定、疾病等)
父 方	祖 父	歳	同居・別居		
	祖 母	歳	同居・別居		
母 方	祖 父	歳	同居・別居		
	祖 母	歳	同居・別居		

事務処理欄

第9号様式(第16条関係)

退 所 届

(利用施設等退所届)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

保護者 住 所 奈良市

氏 名

電話番号

— —

次のとおり、現在利用している施設等について退所を届け出ます。

認定子ども	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	認定区分	退 所 す る 施 設 名
		年 月 日	1号・2号・3号	
		年 月 日	1号・2号・3号	
		年 月 日	1号・2号・3号	
退所年月日	年 月 日	退所後、他の施設等の利用 について状況の確認 (☑をご記入ください。)		☐ 施設等利用無し ☐ 施設等利用有り (有りの場合、施設名等をご記入ください。)
退所の理由				

事務処理欄

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱別記第2号様式、第8号様式及び第9号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(令和3年3月31日揭示済)

正	誤	表
---	---	---

令和3年5月11日付け奈良市公報号外第5号

ページ	誤	正
1から4まで	奈良市公報号外第16号に掲載	令和4年奈良市公報号外第5号に掲載